

条 例

埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十八号

埼玉県立げんきプラザ条例の一部を改正する条例

埼玉県立げんきプラザ条例（平成十五年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表埼玉県立加須げんきプラザの項及び埼玉県立神川げんきプラザの項を削る。

別表第一埼玉県立加須げんきプラザの項及び埼玉県立神川げんきプラザの項を削る。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。